

目 次

はしがき

序 はじめに	1
第1節 関税の沿革	1
第2節 近代史と関税	3
第3節 関税の機能（保護関税と財政関税）	7
第4節 関税関係法	9
第5節 関税政策の決定・改正プロセス	10
第1章 我が国の関税率	12
第1節 関税率の種類と適用関係	12
第2節 関税の形態－①	16
第3節 関税の形態－②	22
第4節 関税率の変遷	28
第2章 世界の貿易構造と関税率	34
第1節 世界と日本の貿易構造の変化	34
第2節 関税率の国際比較	37
第3章 通商政策と関税政策	43
第1節 WTOドーハ・ラウンド交渉－①（2006年の中断まで）	43
第2節 WTOドーハ・ラウンド交渉－②（交渉中断後～閣僚会合）	50
第3節 EPAの進展	51
第4節 国際約束の国内実施	58

第4章 特殊関税の展開	63
第1節 概説	63
第2節 世界各国及び日本の発動実績	65
第3節 最近の展開	68
第5章 関税政策と他政策との関わり合い	70
第1節 関税政策と産業政策	70
第2節 関税と調整金（納付金）	73
第3節 関税政策と開発政策	78
第4節 関税政策とダンピング	84
第5節 関税政策と環境政策	86
第6節 関税政策と国際市場価格	87
第6章 原産地規則、品目分類、関税評価	91
第1節 原産地規則	91
第2節 品目分類	94
第3節 関税評価	98
第7章 関税制度の沿革	103
第1節 関税法の沿革	103
第2節 保税制度の沿革	104
第3節 現行関税法における制度改正の経緯（税法としての側面）	105
第4節 近年における関税制度の改正経緯（水際規制法としての側面）	109
第5節 税関手続の基本的考え方の変遷	112

第8章	AEO制度	116
第1節	AEO制度の構築	116
第2節	我が国のAEO制度の概要	118
第3節	AEO制度に係る今後の課題	124
第9章	輸入してはならない貨物及び輸出してはならない貨物	126
第1節	輸入してはならない貨物（輸入禁制品）	126
第2節	輸出してはならない貨物（輸出禁制品）	128
第3節	輸出入してはならない貨物と外為法	131
第10章	知的財産侵害物品の水際取締り	134
第1節	知的財産侵害物品の水際取締りに係る制度改正の経緯	134
第2節	知的財産侵害物品の水際取締りの流れ	136
第3節	知的財産侵害物品の水際取締りに関する最近の国際的な取組み	138
第11章	犯則調査及び罰則	142
第1節	犯則調査	142
第2節	罰則	148
第12章	輸入手続の電子化	150
第1節	NACCSの歴史	150
第2節	省庁間の協力：システムの一括化、民営化	154
第3節	国際的な連携、ASEAN SW への技術協力等の積極的な関与	158

第13章	我が国税関の機構・定員	160
第1節	財務省関税局	160
第2節	財務省施設等機関	161
第3節	税関の機構・定員	163
第14章	世界税関機構（WCO）と地域・二国間協力	167
第1節	WCOの主な任務及び機構	168
第2節	事務局の組織	171
第3節	最近の主な取組み	171
第4節	地域・二国間協力	176
参考法令	：関税法	179

第7章 関税制度の沿革

この章では、我が国の開国以来の関税制度の沿革について扱います。

第1節 関税法の沿革

徳川幕府による幕藩体制の末期、長い間の鎖国政策を打ち破る契機となったのが、世に広く知られる1853年（嘉永6年）のペリーの浦賀来航でした。

その後、1858年（安政5年）に米国との間で締結された日米修好通商条約^{*110}には、その貿易章程の中に、米国の船舶が開港に入港した場合の、今で言う入港届、積荷目録、船用品目録等の提出、とん税の納付、貨物の船卸し等に関する手続が定められていました。これが、我が国の近代的な税関行政における税関手続の原点となったと言っても過言ではありません。

やがて、日米修好通商条約と同様の内容を持つ条約が、オランダ、ロシア、英国、フランスとの間で締結され^{*111}、当時の税関手続は、基本的にはこれらの条約の貿易章程に個別に定められていました。

そして、これらの条約に規定される貿易章程を基礎として、我が国の税関手続に関する初の国内法令として、1890年（明治23年）に「税関法」及び「税関規則」が制定されることとなります。しかしながら、これらの法令は、あくまでも不平等条約の下でその条約に規定されている内容を法制化したものであり、当時の我が国の実情にそぐわないばかりか、治外法権により外国人には適用されないなどの問題がありました。

このため、各国との不平等条約の改正作業が進展していく中で、1897年（明治30年）の「関税定率法」の制定^{*112}を経て、1899年（明治32年）に近代的な税関行政の基本法規として「関税法」が制定されることとなりました。この「関税法」（以下「旧関税法」といいます）には、関税の賦課徴収手続、船舶の入出

*110 日米修好通商条約は、全文14カ条と附属の貿易章程7則からなっていました。

*111 これらの条約は一括して「安政5箇国条約」と呼ばれています。

*112 関税定率法の施行は、関税法と同じく1899年（明治32年）

港手続、税関官吏の権限、犯則事件の調査及び処分等、正に税関行政の基本となる税関手続等の関税制度に関する事項が規定されていました。そして、この法律は、1954年（昭和29年）の全面改正を経て、現在の関税法に引き継がれることとなります。

第2節 保税制度の沿革

1899年（明治32年）に制定された旧関税法には、保税制度、特に現行の保税地域に関する規定はありませんでした。これは、1866年（慶応2年）に英国、フランス、米国、オランダの4ヶ国と締結された「改税約書」を受けて、現在の保税地域の始祖である「借庫」を設置するための「借庫規則」が同年に制定され、その後、この規則が独自の法体系を維持、発展させたことによります。

○ 保税制度の発展の経緯

我が国が貿易を開始した当初は、開港に入港した船舶に運上所*113の役人が乗り込み、現在の関税に相当する運上金を納めた後でなければ、貨物を船卸しすることができませんでしたが、その後の貿易の拡大、輸入貨物の増大に伴い、運上金を納める前の貨物についても陸揚げすることを認めるようにとの要請が諸外国から寄せられました。このため、このような運上金を納めていない貨物を蔵置するための官設の貨物施設として設けられたのが「借庫」でした。この借庫制度は、やがて1897年（明治30年）の「保税倉庫法」の制定により、官設保税倉庫と私設保税倉庫が並存した制度へ移り変わります。

一方、輸入貨物を国内の配送先へ届ける場合には、船卸しされた貨物の改装や仕分け、一定の手入れをする必要が生じる場合があります。借庫ではこのような作業を行うことが認められていなかったため、運上金未納貨物についてのこうした改装、仕分け等を行うために、保税倉庫とは別に設けられたのが「税関仮置場」です。この税関仮置場は、1900年（明治33年）に制定された「税関仮置場法」によるものですが、この法律は1912年（明治45年）の「仮置場法」を経て、1927年（昭和2年）に「保税工場法」となり、現在の保税工場へと引き継がれることとな

*113 税関の前身であり、1859年（安政6年）に横浜港、長崎港等に設置され、海関事務及び外交事務を執行しました。税関の呼称に変わるのは、1872年（明治5年）です。

ります。

こうして、関税法とは別の法体系により発展してきた保税地域制度は、「保税倉庫法」と「保税工場法」ですが、これらは、1954年（昭和29年）に現行関税法が誕生した際に吸収されました。

第3節 現行関税法における制度改正の経緯（税法としての側面）

現行関税法は、第二次世界大戦後の我が国貿易の飛躍的な拡大や、国際的な環境の変化を受けて、そこに規定される税関手続等に関する制度そのものを大きく変化させてきました。

現行関税法での最初の大きな変化と言えば、1966年（昭和41年）の申告納税方式^{*114}の導入でしょう。それまで、輸入貨物に課される関税や内国消費税については、一貫して賦課課税方式^{*115}が維持されていましたが、1962年（昭和37年）に国税通則法が制定され、内国税に関する税法の整備が急速に進んだことや、貿易量の急激な増大に伴い賦課課税方式では実務処理が限界に近づいたことなどを受け、関税や併せて輸入品に課される内国消費税についても申告納税方式を導入することとなったのです。

しかしながら、このような納税制度の転換は、納税者である輸入者や、その通関手続を代行する通関業者^{*116}（当時は税関貨物取扱人）に大きな影響を与えるものでした。このため、申告納税方式への円滑な移行を促すため、事前教示制

*114 納税義務者の納税申告により税額が確定する方式。一般の商業輸入貨物のほとんどに適用されます。直接国税については昭和22年に、間接国税については昭和37年に導入されました。

*115 税関長の処分により税額が確定する方式。現在では、入国者の携帯品などに適用されません。郵便物については、明治以来、賦課課税方式を採用してきましたが、2007年度関税改正において、原則として20万円を超える郵便物については申告納税制度を導入することとされ、2009年2月16日から実施予定です。

*116 輸出入者の依頼に応じて、輸出入貨物の通関手続を専門的に行う事業者。我が国においては、既に明治初年にこの種の業態が存在していましたが、輸出入者との業務上の責務を規定した法規がなかったため、明治34年（1901年）に「税関貨物取扱人法」が制定され、税関貨物取扱人の性格、機能が明確化されました。

度^{*117}の導入、関税に関する除斥期間^{*118}と消滅時効に関する規定の整備を行うとともに、翌1967年（昭和42年）には、「税関貨物取扱人法」を全面改正し、新たに「通関業法」を制定しました。これにより、通関手続の代行業者である通関業者の責務を確立させるとともに、通関業者の関与により、納税申告を始めとする税関手続の適正な実施を期することとなりました。また、1968年（昭和43年）には、国税当局と同様に、輸入納税申告が適正になされているかを税関当局が事後的に調査する輸入貨物に係る事後調査制度を導入します。もともと、当初の事後調査制度は、適正な納税申告の指導、教示ということに力点を置いて実施されました。

このような、関税法の税法としての側面に関する改正は、その後も時代の要請と内国税における制度改正等に応じて、随時行われることとなります。

1989年には、消費税の導入に伴い、すべての輸入貨物に関して消費税（「CIF＋関税」に対し導入当時は3%）が課されることとなり、国内の消費税の課税期間申告とのバランス等も勘案し、輸入品に対する消費税に3ヵ月の納期限延長制度が導入されましたが、関税についても消費税と同様の納期限延長制度を導入しました。

また、1997年には、申告納税方式が導入されてから30年が経過し、この制度も十分に定着したと考えられたこと、関税における課税の公平を図る必要があることなどの観点から、過少申告加算税及び無申告加算税制度を導入しました。その際、輸入貨物に係る消費税についても、同様にこれらの加算税制度を導入しています。

更に、2005年には、諸外国とのEPA（経済連携協定）の締結の進展を見据えた適正課税の確保、豚肉の差額関税制度を悪用した大型の脱税事件への対応の必要性などから、関税及び輸入貨物に係る消費税について重加算税を導入するとともに、関税の除斥期間及び消滅時効について、これを2年から3年に延長する措置^{*119}を講じて現在に至っています。

*117 関税法第7条第3項に規定される制度。税関は、輸入者等から輸入貨物の関税分類等について教示を求められた場合には、その教示に努めなければならないこととされています。

*118 関税による更正、決定の期間制限（関税法第14条）

*119 関税については、明治時代以来、貿易取引の安定性等の必要から、一般の国税に比べ短期消滅時効の考え方が採られていました。